

議案第45号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月7日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料段階の判定基準となる合計所得金額に係る引用条項を改正する必要があるため。

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第 108号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号ア中「令第38条第 4 項」を「令第22条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 8 月 1 日から施行する。